

企画提案コンペ参加仕様書

1 業務内容

- (1) 業務名：SNS・Web広告による県政情報の発信業務
- (2) 業務内容：令和8年度に実施するSNS・Web広告による県政情報の発信、業務実施後の効果検証
- (3) 契約期間：契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約者数：1者

2 業務の目的

県民の皆さん情報入手手段が多様化し、また、年代によってもその入手手段が異なることをふまえ、従来の広報媒体では十分に県政情報を届けることのできない20代・30代をメインターゲットとしたSNS・Web広告を実施し、効果的に県政情報を届けることを目的とします。

3 契約上限額

4,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 過去にSNS・Web広告業務等を請け負った実績があるなど、十分な業務遂行能力を有する者であること。
- (7) 常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。

5 スケジュール

- (1) 企画提案への参加意思表示

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申請してください。

ア 提出書類

企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1）及び当該申請書の添付書類

イ 提出方法

15の担当部局に持参又は郵送により提出してください。

※郵送の場合は、提出期限までに必ず電話にて到着を確認してください。

ウ 提出期限

令和8年1月22日（木）17時まで（必着）

（2）企画提案コンペに関する質問書の提出及び回答

ア 質問の受付期間

質問書（様式3）により、令和8年1月15日（木）17時までに15の担当部局に電子メールで提出してください。なお、電子メール送信後、電話にて受理の確認を行ってください。

イ 質問の内容

質問は、原則として、当該業務に係る条件や応募手続きに限るものとし、以下の項目に関する質問は受け付けることができません。

・他の応募者からの提案書提出状況に関する内容

・積算に関する内容

・採点に関する内容

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年1月19日（月）17時までに三重県ウェブサイトに掲載します。

（3）企画提案参加希望者の資格審査及び結果通知

ア 企画提案参加希望者の資格審査

提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1）」等及び4(1)(2)について、資格審査を行います。

イ 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、令和8年2月4日（水）までにすべての参加意思表示者に対して文書により通知します。

（4）企画提案書等の提出

上記（3）の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者のみ提出することができます。

企画提案書等については、次のとおり提出してください。

ア 企画提案書提出書（様式4） 1部

社印及び代表者印を押印してください。

イ 企画提案書 8部（正1部、写し7部）

企画提案書に含める事項は次のとおりです。

①企画内容

- ・企画提案の考え方と狙い、業務の実施手法など、次の点を示してください。
- ・KPI（業務の効果検証や提案等を見据えたもの）。
- ・効果検証と次年度以降の提案の方向性。

②デザイン

- ・過去にSNS・Web広告業務を請け負った実績がある場合、使用したクリエイティブを数点提出してください。また、その時のターゲット、狙いを示

してください。

- ・実績がない場合などは、類似する業務で使用したクリエイティブを提出してください。もしくは新たに作成してください。その場合も、そのターゲット、狙いを示してください。

③業務の実施体制、スケジュール

- ・業務に関わるすべての人員体制とそれぞれの担当業務、令和8年2月26日(木)(予定)の契約締結を前提としたスケジュールを示してください。

④その他の独自提案

- ・その他、独自の企画提案があれば、それについても記載してください。

ウ 経費見積書 8部(正1部、写し7部)

- ・経費の内訳及び合計額を、消費税及び地方消費税抜きの金額(免税業者にあっては、契約希望額に110分の100を掛けた額)で記載してください。
- ・契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額)とします。

エ 提案事業者の概要書 8部(正1部、写し7部)

- ・社名、役員名、業務内容等がわかるものであれば、ホームページの写しやパンフレット等でも構いません。

オ 十分な業務遂行能力を有する者であることを証明できる書類 8部(正1部、写し7部)

- ・過去にSNS・Web広告業務、その他類似業務を請け負った実績があるなど、本業務の十分な遂行能力を有する者であることを証明できるもの(契約書の写しや成果品写しなど)

カ 委任状(様式2) 1部(※必要な場合)

キ 共同事業体協定書兼委任状(様式5) 1部(※必要な場合)

上記様式とともに事業体の組織規定や会則、契約書等の写しを添付すること。

(5) 提出方法

15の担当部局に持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送する場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。

※郵送の場合は、必ず提出期限までに電話にて受理の確認をしてください。

(6) 提出期間

令和8年2月5日(木)9時から令和8年2月16日(月)17時まで(必着)

(7) 企画提案書等の審査

提出された企画提案書について、書面審査及び(8)のプレゼンテーション内容を総合的に評価したうえで最優秀提案を選定し、その結果を各提案者に文書で通知します。

(8) プrezentationの実施(予定)

ア 実施日:令和8年2月24日(火)

イ 場所:三重県庁及びその周辺(オンラインで行う場合もあります)

オンライン開催の場合は、参加資格結果通知とともにご案内します。

ウ 時間:改めて通知します。

エ 説明者:3人までとします。

オ その他：

- ・プレゼンテーションは事前にご提出いただく企画提案書等のみを用いて説明してください。
- ・企画提案書の提出者が多数の場合は、選定委員会において事前に書類審査を行ってプレゼンテーションを実施します。
- ・必要があると判断した場合は、補足資料の提出を求めることがあります。

(9) 評価項目

審査にあたっては、次の項目について、評価を行います。なお、「イ 企画性」「ウ 訴求力」の項目については、配点を2倍とします。

ア 的確性

企画提案の内容は、業務の目的を理解し、仕様書に定める要件をすべて満たしたうえで、目的達成のための手法及び内容が具体的に提案されているか。

イ 企画性（比重配点×2）

KPIは、業務の目的、ターゲット層を踏まえたもので、客観的な根拠に基づいた、合理的かつ効果的なものか。

また、効果検証と次年度以降の提案の方向性は妥当なものか。

ウ 訴求力（比重配点×2）

クリエイティブのデザインやキャッチコピーは、ターゲットや狙いを踏まえた、広告閲覧者が実際にクリックしたいと感じるものか。

なお、表示回数よりもクリック数を特に重視します。

エ 業務遂行力

業務の実施に必要な知見や実績を有するとともに、業務の実施体制、スケジュールや工程管理は適切に計画されているか。

オ 経費の妥当性

費用対効果の観点から事業予算額は妥当か。見積額及び積算内訳や根拠は適当か。

(10) 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し（提示可）

イ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月前以内に発行したもの（無料））の写し（提示可）

ウ 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す契約実績証明書（様式6）

エ 契約書を作成する場合で、電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書

※ウの資料は、契約保証金の免除を判断するために、提出いただきます。

※ア～ウの資料を確認し、4（3）、（4）及び（5）を満たさなかった場合は、最優秀提案者の権利が次点以下の者に移ります。

(11) 契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、契約を締結します。

6 無効となる提案

- 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。
- (1) 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
 - (2) 提案者が本企画提案コンペに対して 2 以上の提案をしたとき。
 - (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - (4) 参加に際して事実に反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
 - (5) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
 - (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

7 契約方法

- (1) 契約条項は、別途締結する契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。電子契約による場合は電子署名を行い、各自保有します。電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書を 5 (10) により提出してください。なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額（1 円未満の端数が生じたときは切り捨てます）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

9 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

10 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除等

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札者資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

13 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消の推進受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとします。

14 その他

- (1) 企画提案に必要な経費については、各提案者の負担とします。
- (2) 企画提案されたものは、経費見積書の中ですべて実現できるものと判断します。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しません。
- (4) 提出されたすべての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (5) 選考経過は公表しません。
- (6) 審査結果についての異議申立ては受け付けません。
- (7) その他必要な事項は、三重県会計規則に規定するところによります。
- (8) 企画提案の内容は、委託業者選定を目的としたものであり、当該企画提案の一部について変更する場合があります。

15 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部 広聴広報課 企画・広報班 SNS・Web広告担当

TEL: 059-224-2788 FAX: 059-224-2032 E-MAIL: koho@pref.mie.lg.jp